

速度取締り指針

令和7年7月
周南警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
国 道 2 号	7 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0	川崎・戸田地区	6 0 k m / h
国道 3 1 5 号	8 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	徳山地区	5 0 k m / h
市道 金剛山北山線	7 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	住吉地区（今宿小学校区）	3 0 k m / h
県道 新南陽津和野線	7 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	菊川地区（菊川小学校区）	4 0 k m / h

- 国道2号は実勢速度が高く、交通事故が多発傾向にあるため、継続して速度取締りを実施します。
- 通学路や生活道路においては、可搬式オービスを使用した効果的な取締りを実施します。

管内における交通事故実態と分析結果

※ ● : 交通事故多発エリア



- 令和7年上半期に、管内において交通死亡事故の発生はありませんでした。
- 市東部に交通事故多発エリアが点在しているため、令和7年上半期に引き続き、同地区の国道2号での取締り強化を継続します。
- 県道下松・新南陽線においても、市東部で交通事故多発エリアが点在しており、同地区での取締りも強化します。

【抽出条件】

- ・ 交通事故 : 令和6年～令和7年上半期(私道と駐車場を除く、令和7年は物損事故を除く)
- ・ 交通事故多発エリア : 半径100m以内で19件以上事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

- 交通事故多発エリアの解消に向け各種取締りを推進して道路上の安全を確保すると共に、利用者全員が交通ルールの遵守と交通マナーの向上が図れるよう交通指導取締りを継続します。
- 特に子供や高齢者等が交通事故の被害に遭わないよう、通学路や生活道路における横断歩行者妨害、通行禁止等の取締りを精力的に推進し、交通事故の抑止に努めます。